

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在籍の場合は、  
休日は翌日)  
(当日在籍の場合は、  
休日は翌日)

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則をここに公布する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第三号

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則（昭和五十九年三月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三条第一項第一号」を「第二条第一項第二号」に、「九千円」を「一万円」に改める。

## 附 則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県規則第四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

## 規 則

### ◆規則

二級建築士及び木造建築士の受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（建築課）

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則（会計課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良事業の認可（三件）（〃）

林業種苗法による生産事業者の登録（林務課）

都市計画事業の変更に係る案の縦覧（二件）（都市計画課）

職業能力開発促進法による技能検定の実施（労政訓練課）

一時保護を加えた児童の所持していたもの（児童家庭課）

### ◆公報

鳥取県公報

### ◆雑報

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「一万五千円」を「一万七千円」に改め、同表第七十二号の二中「四百円」を「四百六十円」に改め、同表第七十三号中「七百円」を「八百円」に改め、同表第七十四号中「二百円」を「二百五十円」に改め、同表第七十五号中「一万二千円」を「一万五千円」に改め、同表第七十六号中「六千円」を「七千五百円」に改め、同表第八十五号中「三万二千円」を「二万九千円」に改め、同表第八十六号中「九千六百円」を「一万二千円」に改め、同表第八十八号中「二万六千円」を「三万千円」に改め、同表第八十九号中「一万三千円」を「一万五千円」に改め、同表第九十号中「一万円」を「二万二千円」に改め、同表第一百十四号を次のように改める。

#### 百十四 削除

別表第一百三十三号の四中「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同表第一百三十三号の五中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第一百三十三号の六及び第一百三十三号の七中「千六百円」を「千九百円」に改め、同表第一百三十七号中「千六百円」を「千九百円」に、「千三百円」を「千五百円」に、「千円」を「千二百円」に改め、同表第一百三十七号の二中「五百円」を「六百五十円」に改め、同表第一百三十九号中「一万千円」を「一万三千円」に、「二万七千円」を「三万二千円」に改め、同表第一百四十二号中「千六百円」を「四千七百円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「七百五十円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「七百五十円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「七百五十円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十一号中「一千五百円」を「二千八百円」に改め、同表第一百四十一号中「四千円」を「四千七百円」に改め、同表第一百四十二号中「千六百円」を「千八百円」に、「百円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十二号中「千六百円」を「千八百円」に、「百円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「七百五十円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十三号及び第一百四十四号中「七百五十円」を「百二十円」に改め、同表第一百四十一号から第一百八十三号までの規定中「二千三百円」

を「八百八十円」に改め、同表第一百四十五号中「六百円」を「六百二十円」に改め、同表第一百四十七号中「九百八十円」を「千百円」に改め、同表第一百五十一号及び第一百五十一号中「五千百円」を「五千八百円」に改め、同表第一百六十三号の二中「千八百円」を「二千百円」に改め、同表第一百六十三号の三中「七百十円」を「八百円」に改め、同表第一百六十三号の四中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表第一百六十七号及び第一百六十八号中「千九百円」を「二千六百円」に改め、同表第一百七十号中「千五百円」を「二千百円」に改め、同表第一百七十一号及び第一百七十二号中「六百円」を「千九百円」に改め、同表第一百七十三号及び第一百七十四号中「千五百円」を「二千百円」に改め、同表第一百七十五号中「千百円」を「千七百円」に改め、同表第一百七十六号及び第一百七十七号中「三百円」を「三百五十円」に改め、同表第一百七十八号中「百五十円」を「二百円」に改め、同表第一百七十八号の二中「二千八百円」を「三千四百円」に、「四千百円」を「五千円」に、「四千四百円」を「五千四百円」に、「四千七百円」を「五千七百円」に改め、同表第一百七十八号の三中「千四百円」を「千七百円」に改め、同表第一百七十八号の四中「九百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百七十八号の五中「千四百円」を「二千五百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表第一百七十九号中「二万四千円」を「二万七千円」に、「四千七百円」を「五千四百円」に改め、同表第一百七十九号の二中「二万円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「二千七百円」に、「二千四百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百七十九号中「二万四千円」を「二万七千円」に、「四千七百円」を「五千四百円」に改め、同表第一百七十九号の二中「二万円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「二千七百円」に、「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表第一百八十一号から第一百八十三号までの規定中「二千三百円」

を「二千七百円」に改め、同表第百八十四号中「六千二百円」を「七千百円」に改め、同表第百八十五号中「五百七十円」を「六百五十円」に改め、同表第百八十六号中「二万円」を「二万三千円」に、「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表第百八十八号中「三万円」を「二万三千円」に改め、同表第百九十五号中「五千三百円」を「六千百円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「二万六千円」を「三万円」に、「五万三千円」を「六万千円」に、「七万九千円」を「九万円」に、「十万円」を「十二万円」に、「十三万円」を「十五万円」に、「十八万円」を「二十一万円」に改め、同号中「五万三千円」を「六万円」に、「七万九千円」を「九万円」に、「十二万円」を「十四万円」に、「十六万円」を「十八万円」に、「二十四万円」を「二十七万円」に、「三十万円」を「三十六万円」に、「四十万円」を「四十六万円」に、「五十万円」を「六十二万円」に改め、同表第百九十六号中「五十万円」を「六十二万円」に、「六千五百円」を「七千五百円」に改め、同表第百九十七号中「二万八千円」を「三万三千円」に改め、同表第百九十八号中「一万六千円」を「一万九千円」に改め、同表第百九十九号中「四千三百円」を「五千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「二万五千円」を「二万八千円」に、「四万三千円」を「五万円」に、「六万円」を「七万円」に改め、同表第百九十九号の二中「四千二百円」を「四千八百円」に、「七千円」を「八千円」に改め、同表第二百号中「千円」を「千二百円」に、「一万円」を「一万二千円」に改め、同表第二百一号中「三百円」を「三百四十円」に改め、同表第二百十号及び第二百十一号中「三万円」を「三万七千円」に改める。

## 告示

### 鳥取県告示第二百三十七号

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第百十四号の改正規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 退任した役員の氏名及び住所

理 事	磯 上 嶽	倉吉市国府九九〇一二一
高 岡 俊 一	"	国分寺一六〇一
荒 尾 磨	"	服部八〇一
早 田 重 喜	"	横田七〇四
山 本 義 正	"	国府三七八
林 一 男	"	下米積四二〇
山 崎 良 延	"	服部九七九一一六
山 德 本 千 忠	"	尾原六三四一三

理 事	磯 上 巍	倉吉市国府九九〇一二一	山 松 巍	河 原 條 寛	上米積四八六
監 事	荒 尾 磨	" 服部八〇一	河 原 條 寛	下福田七〇六	下福田七〇六
監 事	高 岡 俊 一	国分寺一六〇一	木 田 清 太 郎	横田九〇一二	横田九〇一二
監 事	早 田 重 喜	" 横田七〇四	木 田 三 郎	下福田三四二	下福田三四二
昭和六十三年二月十六日退任	大 下 進	" 福光四二一	船 越 雅 規	大 谷 五 一 五	大 谷 五 一 五
昭和六十三年二月十六日退任	矢 田 恒 則	" 下米積七四四一	德 岡 昭 彦	東伯郡大栄町大字東高尾三七五	東伯郡大栄町大字東高尾三七五
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	大 下 進	" 福光四二一	木 田 三 郎	山 崎 良 延	木 田 三 郎
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	矢 田 恒 則	" 下米積七四四一	木 田 三 郎	木 田 千 忠	木 田 千 忠
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	田 中 滿 廉	" 福光四二一	木 田 三 郎	福 部 九 七 九 一 六	福 部 九 七 九 一 六
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	田 中 滿 廉	" 福光四二一	田 中 滿 廉	尾 原 六 三 四 一 三	尾 原 六 三 四 一 三
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	国 府 四 八 七	" 福光四二一	国 府 四 八 七	福 光 六 二 五	福 光 六 二 五
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	国 府 四 八 七	" 福光四二一	国 府 四 八 七	下 福 田 三 四 二	下 福 田 三 四 二
昭和六十三年二月十七日就任 任期四年	国 府 四 八 七	" 福光四二一	国 府 四 八 七	下 福 田 七〇 六	下 福 田 七〇 六

就任した役員の氏名及び住所

理 事	磯 上 巍	倉吉市国府九九〇一二一
監 事	荒 尾 磨	" 服部八〇一
監 事	高 岡 俊 一	国分寺一六〇一
監 事	早 田 重 喜	" 横田七〇四
監 事	德 岡 昭 彦	東伯郡大栄町大字東高尾三七五
監 事	木 田 中 忠 儀	倉吉市服部六五一
監 事	田 中 益 雄	" 下米積四二〇
監 事	河 本 一 男	" 横田六五三
監 事	林 敏 好	" 福光二六〇
監 事	山 本 雅 規	" 上米積一二三六一一
監 事	船 越 雅 規	" 国府四七二
監 事	越 越 雅 規	" 大谷五一五

## 鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）久末地区農業用排水）を昭和六十三年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）瀬田蔵地区農道整備）を昭和六十三年二月二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業野町地区農道整備）を昭和六十三年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

番号登録	生産事業者の氏名	生産事業の内容	事業所の名称
二百五十	白根暢之	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	白根種苗園
	畠池一一三四		日野郡溝口町
			畠池

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月一日

- 一 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路三・三・一号 停車場県庁線
- 二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

三 都市計画の案の縦覧場所  
鳥取市尚徳町一一六  
鳥取市役所

四 縦覧期間  
昭和六十三年三月一日から同月十五日まで

変更する部分  
倉吉市見日町、清谷字賀部田並びに大塚字辻畠及び字燕子池  
三・五・八号新倉吉線

2 変更する部分  
倉吉市見日町

三 都市計画の案の縦覧場所  
倉吉市葵町七二二  
倉吉市役所

四 縦覧期間  
昭和六十三年三月一日から同月十五日まで

鳥取県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

昭和六十三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・三・一号倉吉羽合線及び三・五・八号新倉吉線

二 都市計画を変更する土地の区域  
1 三・三・一号倉吉羽合線

一 施行者の名称

鹿野町

二 都市計画事業の種類及び名称

鹿野都市計画公園事業三・三・一号 鹿野温泉公園

昭和63年3月1日曜火公報

7

## 川 事業施設課題

昭和63年3月1日 昭和63年3月1日

## 四 事業課

- 1 岐阜の船外 船外だつ  
2 愚民の船外 船外だつ

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和63年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和63年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 実施する検定職種

造園、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、版下製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、機械製麵、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶

縫施工、サッシ施工、表装、塗装、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ、写真、産業洗浄及びフラー装飾

## 2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに、1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

## 3 検定の方法

- 4 試験の実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験

## ア 実施期日

昭和63年6月17日（金）から同年9月12日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和63年6月10日（金）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

検定職種	実施期日
金属プレス加工、鉄工、建築板金、電気めつき、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、版下製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、機械製麵、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶	昭和63年8月28日（日）

日曜火曜日 円 3月63年昭和

ク建築、タイル張り、防水施工、熱絶縁施工、サ ッシ施工、表装、路面標示施工、塗料調色、広告 美術仕上げ、写真、産業洗浄及びフラー装飾		
機械加工、仕上げ、建設機械整備及び布はく縫製		昭和63年9月4日 (日)
造園、工場板金、電子機器組立、電気機器組立 て、版下製作、製版、機械製麺 <sup>えん</sup> 、れんが積み、畳 製作、内装仕上げ施工及び塗装		昭和63年9月11日 (日)
イ 実施場所 別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所		
5 受検申請の手続		
(1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。） イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格 を証する書面		
(2) 提出先 鳥取市本町三丁目102商工会館（別館） 鳥取県職業能力開発協会		
(3) 受付期間 昭和63年4月4日（月）から同月15日（金）まで（郵送による場合 は、受付期間内の消印のあるものに限る。）		
(4) 受検申請に関する注意 ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付		
6 受検手数料 (1) 受検手数料 ア 実技試験の受検手数料		
検定職種	手数料	する。
造園	11,500円	なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請 書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつ たもの）を同封して行うこと。
機械加工	12,500円	イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在 中」と朱書きすること。
金属プレス加工	10,500円	
建築板金	12,500円	
工場板金	12,500円	
電気めつき	12,500円	
仕上げ	12,500円	
電子機器組立て	12,500円	
電気機器組立て	12,500円	
建設機械整備	10,500円	
婦人子供服製造	9,000円	
布はく縫製	12,500円	
家具製作	12,500円	

## 鳥取県公取県

建具製作	12,500円
版下製作	9,500円
製版	12,500円
印刷	12,500円
プラスチック成形	(2)
石材施工	12,500円
機械製麺	12,500円
とび	11,500円
左官	10,500円
れんが積み	12,500円
プロック建築	10,500円
タイル張り	10,500円
墨製作	12,500円
防水施工	12,500円
内装仕上げ施工	12,500円
熱絶縁施工	12,500円
サッシ施工	12,500円
表装	12,500円
塗装	10,500円
路面標示施工	12,500円
塗料調色	10,500円
広告美術仕上げ	12,500円
写真	12,500円
産業洗浄	12,500円

フラー装飾 12,500円  
イ 学科試験の受検手数料 2,300円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は、納付を要しない。

## (3) その他

受検申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

## 7 合格者の発表等

## (1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和63年10月7日(金)に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名又は、昭和63年10月7日(金)の鳥取県公報で公示する。

## 8 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7281)又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。

昭和63年3月1日 火曜日 報 公 县 取 鳥

## 雑 報

次に掲げる金品は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、この金品について返還請求権を有する者は、昭和63年3月1日から6箇月以内に申し出でください。

昭和63年3月1日

鳥取県中央児童相談所長

金品の 名 称	種 類	数 量	児童が金品を所持するに至った経緯等
現金	10,000円札	5	日時及び場所は、不明であるが、鳥取市内において窃取した現金の一部を消費して、
	5,000円札	2	左に掲げる現金を所持していたものであ
	1,000円札	10	
	500円硬貨	5	る。